

ワンポイントアドバイス

復興財源確保法

12月2日に公布・制定・施行された復興財源確保法の改正内容速報

法人税関係

1) 法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の創設

- 普通法人の税率は平成24年4月1日以後開始事業年度から25.5%となります。
- 中小企業の軽減税率は平成24年4月1日開始事業年度から平成27年3月31日までに開始する事業年度まで15%に引き下げられます。
- 復興特別法人税として平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度の課税標準法人税額に10%が上乘せされます。

	現 行		改正後	
	年800万円超	年800万円以下	年800万円超	年800万円以下
普通法人	30%		28.05%	
中小企業	30%	18%	28.05%	16.50%

2) 繰越欠損金の利用制限及び繰越期間の伸長

所得から控除することができる繰越欠損金については、平成24年4月1日以後開始事業年度から所得の80%までに制限されます。ただし、資本金1億円以下の中小企業（資本金が5億円以上の大法人の100%子法人を除きます。）等については適用されません。また、平成20年4月1日以後終了事業年度分の欠損金につき繰越期間が7年間から9年間に伸長されます。

3) 減価償却率の見直し

定率法の償却率については、平成24年4月1日以後取得資産から定額法の償却率を2.0倍（現行2.5倍）した償却率とされます。

資 産 名	取得価格	耐用年数	償 却 率		初年度減価償却額	
			現 行	改正後	現 行	改正後
軽自動車	1,000,000	4	0.625	0.5	625,000	500,000

4) 貸倒引当金の廃止

中小企業、銀行、保険会社等以外の法人については、平成24年4月1日以後開始事業年度から貸倒引当金制度(個別評価及び一括評価)が廃止されます。



次回は所得税関係、相続税関係を予定しています。
 変わりゆく税制改革に情報のアンテナをしっかりと立ててください。

.....

詳しい内容やご質問がございましたら、
TEL：06-6313-1369まで
 お問い合わせください。